

限りある財源を未来の子どもたちのために

伊丹市行財政プラン特集号



平成23年3月15日 伊丹市 総務部財政室行政経営課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 TEL: 072-784-8153 FAX: 072-784-8029

行財政プラン



市は、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする行財政プランを策定いたしました。今回は、たみまる君が、藤原市長に行財政プランについてインタビューします。

行財政プランって何？

本市をはじめとした地方公共団体は、福祉の充実や道路・学校の施設整備などに継続して取り組まなければなりません。

一方、地域のことは地域が決めていく地域主権や地方分権の確立に向けて本市におきましても、自立と責任のもとで、市民の皆様と考えることが求められています。

地域のニーズに応じて必要な経費を適切に措置していくためにも、経費全般にわたる徹底した削減合理化に努める一方、市税や使料・手数料等の一般財源を確保する考え方を示したものです。

どうして、行財政プランを策定したの？

国や地方を通じた厳しい財政状況の下では、市民の皆様によるご要望にすべてお応えすることは非常に難しく、限られた財源を最大限有効かつ計画的に活用する健全な行財政運営を行っていく必要があります。

地域自らの判断と責任が問われている中、本市の財政状況を市民の皆様も一緒になって考えていただき、財政運営に参画していただくことが重要になっていくことから、行財政プランを策定いたしました。

伊丹市の財政状況は危ないの？

ただちに財政破綻となるような状況ではありません。

しかしながら、生活保護費の増加や予防接種の充実など経常的な経費が増加しています。

人件費は不断の行財政改革の取り組みによって減少しているものの、市税などの使途が決められていない自由な財源は、福祉医療費や保育所運営費などの義務的経費に充てることで一杯であり、市民の皆様から寄せられる新たな行政需要に振り向けるゆとりがない状況となっています。

生み出した財源はなに使うの？

第5次総合計画の着実な実施に向けて、医療体制の充実や子育て支援の充実、市民自治の仕組みづくりなどのために、活用させていただきます。

そのために、未来を担う子どもたちへ借金を先送りすることなく、施策の財源を市民の皆様にも明らかにした行財政プランの着実な実施を行っていきます。



財政指標の目標値 ～市民満足度の高い行政サービスを行うために～

経常収支比率 98.7% (平成21年度) → 95%以下 (平成27年度)

経常収支比率とは、家計に例えれば、定期的な収入である給与に対し、食費や光熱費など常に必要な支出がどれくらい占めているかを示しています。

これが100%を超えると、市税や地方交付税などの使途が決められていない自由な財源が、人件費や借金返済である公債費など義務的に支出する経費に充てられて残らないことになります。

このため、新たな市民サービスにお金を振り向ける財源を確保するために、95%以下に改善するよう取り組みます。

市債(普通債)残高 約432億円 (平成21年度) → 350億円程度 (平成27年度)

普通債とは、市民の税金で返済する借金のことで道路や学校などの建設に充てています。

平成12年度以降着実に減少していますが阪神・淡路大震災前と比較すると依然と高い水準にあるため、普通債残高を350億円程度まで引き下げ、阪神・淡路大震災前の水準にするよう取り組みます。

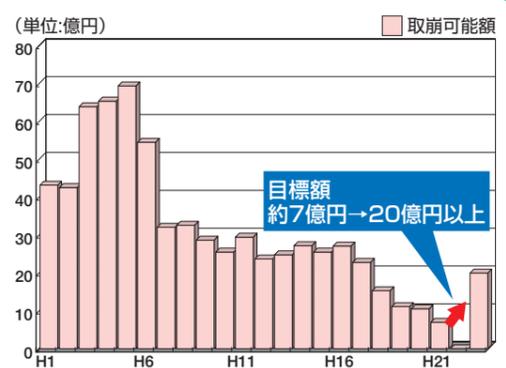


財政基金残高(※1) 約7億円 (平成21年度) → 20億円以上 (平成27年度)

財政基金残高とは、家計に例えれば、貯金のごとで、税の減収や災害など、いざというときに備えておくものです。

実質的に取り崩しが可能な貯金は、平成21年度で約7億円と極めて低い状況であるため20億円以上まで貯めるよう努めます。

(※1) 他会計への貸付を控除した実質的な現金残高



実質公債費比率 7.9% [全国平均 11.2%] (平成21年度) → 10%以下 (平成27年度)

実質公債費比率とは、一般会計や病院・交通事業などを含めて市が実質的に負担している借金の比率を示しています。

18%以上で地方債許可団体(※3)となり、25%以上で起債制限団体(※4)となります。

今でも低い状況ですが、今後も過大な借金を残さないように、10%以下の水準を保つよう取り組みます。

(※3) 借金をする際、県知事の許可が必要となります。(※4) 災害復旧事業費や法律で義務付けられた事業以外に、借金ができなくなります。

将来負担比率 96.4% [全国平均 92.8%] (平成21年度) → 全国平均を下回る (平成27年度)

将来負担比率とは、一般会計や病院・交通事業などに加え、土地開発公社、財団法人などの第三セクター等まで含めて市が将来にわたり負担する比率を示しています。

350%以上で財政健全化団体(※2)となりますが、本市は全国平均よりやや数値が高いので全国平均を下回るよう取り組みます。

(※2) 財政健全化計画をつくる必要があり、県知事を通じて総務大臣へ報告されます。また、外部監査を受けることが義務付けられます。

さらに取り組みます



積極的な財源の確保

徴収率向上、収入未済対策

使用料・手数料等の適正化

遊休資産の有効活用

事務事業の抜本的見直し

一定期間後に存廃を検討するサンセット方式の導入

新規事業は既存の事業の廃止を前提にスクラップ・アンド・ビルドを原則

効果的・効率的な財政運営

市民、企業、行政等当事者が協働し、地域の特性を活かした民間活力の活用

土地開発公社の廃止を含めた抜本的見直し

財団法人の整理・統廃合

国民健康保険事業や下水道事業等地方公営企業等の経営の健全化

共同利用施設等公共施設マネジメント推進

人事行政

能力・実績を重視した人事評価制度を導入

政策力・調整力・コミュニケーション力を育成

人事院勧告に準拠した給与・その他勤務条件の見直し